

平成 30 年度 舞鶴小・中学校 いじめ防止基本方針

いじめの防止等のための取組に係る達成目標

4 月当初に学校いじめ防止基本方針の共通理解を図る。校内研修を定期的に行う。夏休みには、学校いじめ防止対策委員会の取組を振り返る。3 学期始めには、来年度のいじめ防止基本方針提案を行う。

1 いじめ防止等に対する基本姿勢

「いじめは、どの学校でもどの学級でもどの子にも起こり得るものである。」という認識のもと児童生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。からかいがいじめの初期現象であることを認識し、いじめ防止のための基本姿勢として、以下の 4 つのポイントをあげる。

- (1) どの児童生徒もいじめをしない姿勢を育てる。
- (2) どの児童生徒もいじめをさせない姿勢を育てる。
- (3) どの児童生徒もいじめを許さない姿勢を育てる。
- (4) 学校に関わるすべての大人が児童生徒と共に開かれた安全な学校作りに取り組む。

【舞鶴小・中学校いじめゼロ宣言】

- ・人の心の痛みがわかり、癒せる人間になります。
- ・言葉と態度の暴力を、排除します。

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

(1) いじめを生まない教育活動の推進

- 学校におけるいじめを生まない独自の取組の実施を一層促進する。
- 共同的な活動を通して、児童生徒自らが「絆づくり」ができる「場」を設定する。
- 児童生徒が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる「居場所づくり」を行う。
- 「いじめをふせぐアンケート」を学期に 1 回以上実施し、同時に教育相談を個人面談の形式で行う。
- Q-U 等を実施し、結果を分析し、実態に応じた支援を行う。要支援群の児童生徒には、直ちに組織的かつ適切な支援を行う。
- 「学校いじめ防止対策委員会」を月 1 回開催する。いじめの問題への組織的指導体制の整備等の取組を推進する。

(2) 地域・家庭、関係機関との積極的連携

保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図るとともに、校区内ネットワーク会議や学校サポーター会議、学校警察連絡協議会等を活用する。

3 いじめの早期発見・即対応（いじめの兆候を見逃さない取組等）

- (1) いじめに関する早期発見のための措置や相談体制の整備、被害児童生徒の権利等を擁護する。
- (2) いじめの問題に対する学校の取組の充実のため、「いじめ対応マニュアル」（市教委作成）及び「いじめの早期発見・早期対応の手引」（県教委作成）の活用の一層の徹底を図る。

4 いじめに対する措置（ネット上のいじめを含む）

- (1) 直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、組織的に対応する。
- (2) 状況や対応の経緯等について、客観的な事実確認を行い、その結果を速やかに教育委員会に報告する。
- (3) 教育委員会と連携し、被害児童生徒をはじめ、被害児童生徒の保護者や加害児童生徒・保護者等へのカウンセリング等の心のケアを行う。
- (4) 組織的指導の徹底を図り、いじめを行った児童生徒への指導の徹底及び再発防止の徹底を推進する。
- (5) 学校だけでは対応が困難な事案に対しては、教育委員会の支援チームを活用するなど、いじめの問題の早期解決に努める。
- (6) 被害児童生徒の権利・利益を擁護するための配慮として、区域外通学や別室指導等柔軟な対応に努める。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法 第28条関係）

児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえ、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取る。

6 いじめ防止のための職員研修

- (1) 教職員のいじめの問題に関する資質の向上を図るため、教育委員会と連携し、学校基本方針の共通理解、いじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施する。
- (2) 「いじめ対応マニュアル」、教職員向けリーフレット「いじめゼロに向けて」や「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を活用し、自らの対応を振り返るよう教職員への指導の徹底を図る。
- (3) いじめを未然に防止するために、Q-Uアンケートの分析・活用のための校内研修を実施する。
- (4) アンケート実施後、事例検討会において、情報を組織的に共有し、支援方針を明確にする。
- (5) ネット上のいじめに関する校内研修を実施する。

7 その他（各取組のPDCAサイクル等について）

- (1) 学校基本方針作成の際に、保護者等地域の方の参画や児童生徒の意見を取り入れ、児童生徒や地域を巻き込んだものとする。
- (2) 学校基本方針は、学校のホームページや学校通信等で広く周知を図る。
- (3) 学校基本方針に基づき、取組が適切に機能しているかを学校いじめ防止対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直しを行う。

※ 計画をたて(Plan)、実行し(Do)、その評価(Check)にもとづいて改善(Action)

8 いじめ防止等の対策のための組織（いじめ防止対策推進法 第22条関係）

(1) 組織の名称・役割

- 名称
舞鶴小・中学校いじめ防止対策委員会
- 役割
 - ・ 基本方針に基づく取組の推進や年間計画の作成・実行・検証・修正
 - ・ いじめの相談・通報の窓口
 - ・ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報等の収集と記録、共有
 - ・ 学校における、いじめであるかどうかの判断
 - ・ 関係のある児童生徒への事実関係の聴取、組織的な指導や支援体制・対応方針の決定と保護者との連携等

(2) 組織の構成

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、生徒指導担当（小）、養護教諭、SC、該当学年教諭、PTA会長

9 重大事態発生時の調査機関（いじめ防止対策推進法 第28条関係）

(1) 組織の名称と役割

- 名称
舞鶴小・中学校いじめ防止対策委員会
- 役割
 - ・ 重大事態の発生について教育委員会への報告
 - ・ 重大事態に係る事実関係の調査
 - ・ 調査結果を教育委員会に報告
 - ・ 調査結果について関係児童生徒及び保護者への情報提供

(2) 組織の構成

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、生徒指導担当（小）、養護教諭、SC、該当学年教諭、PTA会長

10 いじめ防止等の各取組の年間計画（P・D・C・Aを記入）

※ 計画をたて(Plan), 実行し(Do), その評価(Check)にもとづいて改善(Action)

月	児童生徒等への取組 及び児童生徒の活動		職員研修等		チェック
4	学校生活アンケート	D	いじめ防止基本方針作成 いじめ防止対策委員会（校内）	P D	
5	児童会・生徒会による取組 （いじめ防止取組月間） 学校生活アンケート	PD D	いじめ防止対策委員会（校内） 家庭訪問 学校警察連絡協議会	D D D	
6	Q-U アンケート 学校生活アンケート	D D	いじめ防止対策委員会（校内）	D	
7	生活習慣定着度調査 教育相談アンケート 教育相談 児童生徒会役員研修	D D D CA	いじめ防止対策委員会 ※学校サポーター会議後に行う 教育相談 地域懇談会	DC D DC	
8	いじめゼロサミット参加	D	いじめ防止対策委員会（校内） 夏季研修（Q-U 事例検討会） 夏季研修（いじめの早期発見） ・1学期の取組の反省 ・2学期の取組の確認	CA CA D C AP	
9	学校生活アンケート 児童生徒会役員研修	D D	いじめ防止対策委員会（校内） 教育相談	D D	
10	学校生活アンケート	D	いじめ防止対策委員会（校内）	D	
11	集中人権学習 学校生活アンケート Q-U アンケート	CA D D	いじめ防止対策委員会（校内）	D	
12	学校生活アンケート 教育相談アンケート 教育相談	D D D	いじめ防止対策委員会 ※学校サポーター会議後に行う ・学期の取組の反省 ・学期の取組の確認 学校警察連絡協議会 冬季研修（Q-U 事例検討会）	C A C D CA	
1	学校生活アンケート	D CA	いじめ防止対策委員会（校内）	D	
2	教育相談アンケート 教育相談	D D	いじめ防止対策委員会（校内） 教育相談 学校警察連絡協議会	D D D	
3	学校生活アンケート	D	いじめ防止対策委員会 ※学校サポーター会議後に行う ・年間の取組の反省 ・年度の取組の確認	C C A	